

予防接種費用補助金（接種費用の払戻し）についての御案内

市外で予防接種を行った場合に、申請により旭川市が設定する接種料金を上限として、払い戻しをする制度があります。以下を御確認の上、お手続きを行ってください。

【対象者】

予防接種をするお子さんの住民登録が旭川市にある方であって、やむを得ない理由により、事前に本市から予防接種実施依頼書の交付を受けて市外で定期の予防接種を受けた方の保護者等

【申請に必要な書類】

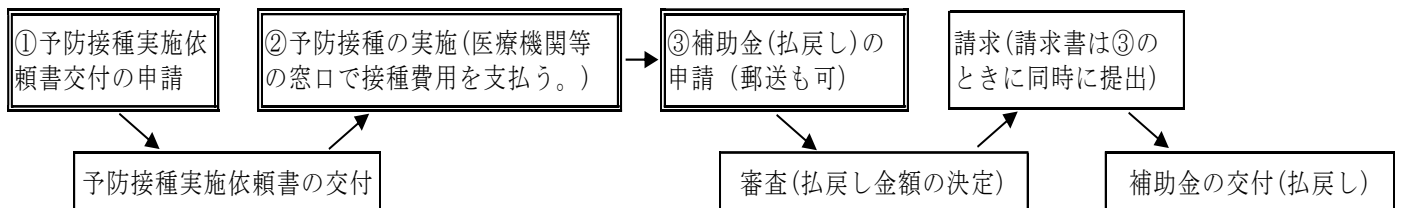
- (1) 予防接種費用補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 接種費用に関する領収書等（領収書及び明細書）
- (3) ア 母子健康手帳（表紙（被接種者氏名の記載があること）と予防接種のページ）の写し、
イ 予防接種済証（ジフテリア・破傷風第2期，日本脳炎（乳幼児以外），子宮頸がんの場合）の写し
ウ 予防接種予診票兼接種券【旭川市提出用】の原本
ア～ウのいずれか1点
- (4) 請求書（様式第4号）

～注意事項～

- 申請の準備に必要な書類を御確認ください。
- 接種終了後、医療機関等から以下の事項が記載された領収書を必ずお受け取りください。
 - ① 接種した医療機関の名称
 - ② 被接種者の氏名
 - ③ 接種年月日

領収書がない場合、申請することができません。

【補助金交付（接種費用の払戻し）までの流れ】



※補助金の申請から支払いまでおおむね2か月かかります。

補助金の申請書等の御提出は予防接種をした年度内（3月最終の平日必着）に行ってください。

申請が期日までになかった場合、補助金の交付（払い戻し）ができなくなります。

【提出・お問合せ先】

旭川市保健所保健予防課保健予防係
〒070-8525
旭川市7条通9丁目総合庁舎 4階
電話 0166-25-6237